

河川事業の新規事業採択要件一覧

事業の目的・内容

採択要件

床上浸水対策 特別緊急事業

- 事業目的
被災後、通常生活への復旧に多大な労力を要し、大きな経済的・献身的負担となる床上浸水が頻発している地域について、早急に対策を講ずることにより、早期に慢性的な床上浸水被害を解消する
- 事業の内容
床上浸水被害が頻発している地域に関する河川のうち、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、治水手法の集約化、集中実施により、概ね5年間で再度災害防止対策を完成し、慢性的な床上浸水を解消

- 概ね5年間で事業完了させるもの
 - 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
 - ・延べ床浸水家屋数が50戸以上、又は、地下鉄、地下街、発電所、変電所で浸水被害によりその機能が停止したもの
 - ・延べ浸水家屋数が200戸以上
 - ・床上浸水回数が2回以上
- ※高齢世帯での緩和有り

土地利用一体 型水防災事業

- 事業目的
洪水被害がたびたび生じているにもかかわらず、早期の治水対策が困難である地域において、早期の安全度の向上を図るため、土地利用状況等を考慮し、一層効率的・効果的な家屋浸水対策を行う
- 事業の内容
住家等の近年の浸水被害が著しい河川において、床上浸水被害等を解消するために輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施

- 床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等であって、以下に該当するもの
 - ・住家等の近年の浸水被害が著しい地域であるため、緊急的に治水対策を講ずる必要がある
 - ・地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられている
 - ・本事業による輪中堤、宅地嵩上げ、小堤、浸水防止施設、貯留施設の整備等の総事業費が通常の連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らない
 - ・氾濫を許容することとなる区域に、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされる

総合内水緊急 対策事業

- 事業目的
河川管理者が河道整備や排水施設機能向上等の対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制・誘導策等の流域対策を重層的に実施することにより、総合的な治水対策の推進を図るもの
- 事業の内容
指定区間外の一級河川の流域における排水施設機能向上等の内水対策工事(排水機場、樋門等)

- 概ね5年間で事業完了させるもの
 - 内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋が50戸以上
 - 河川管理者が、地方公共団体等と協力して、排水機場、調整池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制策、低地における土地利用規制策を含むソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定し、実施すること
- ※高齢世帯での緩和有り

特定構造物 改築事業

- 事業目的
既に耐用年数が過ぎている堰、水門等の大規模な老朽構造物及び河道計画に照らして著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模構造物が全面的又は全面的に近い大掛かりな改築が必要となった場合、機動的、集中的な投資を行い必要な改築を行う
- 事業の内容
耐用年限の到来により老朽化が著しい大規模河川管理施設(排水機場、水門等)及び治水上河川阻害等の支障となっている大規模許可工作物(橋梁、堰等)の改築

- 河川管理施設の改築で以下に該当するもの
 - ・供用期間が耐用年数を超過し、老朽化が著しいこと、又は地盤沈下等の天然現象により施設機能に著しい障害が生じている
 - ・改築の範囲は施設の老朽化、機能障害の程度を十分検討し、必要最小限の範囲とともに、当該河川の計画に整合した構造
 - ・全体事業費が概ね10億円以上
- 許可工作物の改築で以下に該当するもの
 - ・対象許可工作物地点における流下能力が計画高水流量の2/3以下に絞られ、洪水の安全な流下が阻害されており、附帯工事として改築を実施する必要がある
 - ・全体事業費のうち、河川管理者の負担額が概ね10億円以上

一般河川改修 事業(大規模 改良工事)

- 事業目的(一般河川改修)
洪水、高潮による災害の発生を防止し、河川を適正に利用し、さらに流水の正常な機能を維持するようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進する
- 事業の内容
指定区間外の一級河川の改良工事のうち、大規模な工事(ダム、湖沼水位調節施設、導水路、放水路又は捷水路、遊水地、堰、床止め等)

- 以下に該当する施設に関する工事で全体事業費が120億円を超えるもの
 - ・貯留量8百万m³以上のダム
 - ・湖沼水位調節施設
 - ・長さ750m以上の導水路、放水路又は捷水路
 - ・面積150ha以上の遊水地
 - ・長さ150m以上の堰又は床止め
 - ・前各号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの